

滋賀県海外新商品開発支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内中小企業の海外における事業展開の促進を図るため、海外向け新商品開発・既存商品のカスタマイズに取り組み、海外展開を見据えた新商品開発を行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の補助対象者は、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者で、県内に事務所または事業所を有するものであり、県税の滞納がない者とする。

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表1のとおり、「海外向け新商品開発・ブランディング事業」とする。

(補助対象経費、補助率および補助限度額)

第4条 補助事業の補助対象経費、補助率および補助限度額は、別表1のとおりとする。

(事業計画書の提出)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、事業計画書（様式第1号）に同様式で定める書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の内示)

第6条 知事は、前条に規定する事業計画書の提出があったときは、当該計画書の内容を審査し、補助事業として適当と認めるときは、別表に掲げる補助対象経費のうち、必要かつ適当と認める経費について、予算の範囲内において、補助金の額の内示を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第2号）を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 知事は、規則第4条に規定する補助金の交付の決定を、申請を受け付けた日から30日以内に行う。

(申請の取り下げ)

第9条 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1号においては変更承認申請書(様式第3号)、第2号においては、廃止(中止)承認申請書(様式第4号)をあらかじめ知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、事業の目的および効果に影響を及ぼさない程度の軽易な変更をしようとする場合を除く。

(2) 補助事業を廃止または中止しようとするとき。

2 知事は、前項の変更等の承認にあたっては、申請を受け付けた日から30日以内に行うものとし、必要に応じ条件を付し、または申請内容を変更して承認することができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、または第10条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から30日を経過した日、または当該年度2月28日のいずれか早い日までに、補助金事業実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。ただし、第10条による補助事業の廃止または中止の承認を受けた場合は、同条による廃止(中止)承認申請書(様式第4号)の提出をもって実績報告を行ったものとする。

(補助金の確定)

第12条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた日から、30日以内に規則第13条に規定する補助金の額の確定を行う。

(企業化の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の成果の企業化に努めなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度終了後5年間、毎会計年度終了後30日以内に当該補助事業に係る過去1年間の企業化状況について、企業化状況報告書(様式第6号)を作成し、知事に提出しなければならない。

(収益納付)

第14条 知事は、企業化状況報告書(様式第6号)により、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、補助事業者が当該補助事業の実施結果の企業化、産業財産権の譲渡または実施権の設定およびその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認めるときは、当該補助事業者に対し、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(補助金に係る経理)

第15条 補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第16条 補助事業者は、第7条の規定に基づく交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取

下げ、第10条の規定に基づく補助事業の変更および廃止（中止）の申請、第11条の規定に基づく実績報告、第13条の規定に基づく企業化状況報告書については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

別表1 補助対象経費、補助率および補助限度額

経費区分	補助対象経費	経費項目	補助率	補助金額
海外向け 新商品開 発・ブラン ディング事業	調査・マーケティング費	市場調査の委託に係る経費、謝金・コンサルタント費、通訳・翻訳費、渡航・宿泊費、信用調査費	補助対象経費 の1/2以内	500千円以上 1,500千円以下
	新商品開発費	謝金・コンサルタント費、原材料費、借料・損料、委託費		
	ブランディング費	謝金・コンサルタント費、広報媒体製作費、広告宣伝費、デザイン費		
	認証・産業財産権等取得費	検査・試験費、審査・登録費、謝金・コンサルタント費		
	共通経費	海外向け新商品開発・ブランディング事業に係る、上記以外の賃金、謝金・コンサルタント費、原材料費、委託費、広告宣伝費、デザイン費、検査・試験費、審査・登録費、輸送費、通訳・翻訳費、印刷製本費		

- （注）（1） 補助対象経費は、補助事業で必要とされるものに限る。
（2） 補助対象経費は、消費税および地方消費税を除いた額とする。
（3） 補助金交付額は、経費区分毎に千円未満を切り捨てた額の合計とする。
（4） 補助金の交付は、一会計年度において補助対象者あたり1回とする。